

稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業

事業者選定基準

平成 29 年 5 月 24 日

稚 内 市

目 次

1. 事業者選定基準の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定の方法	1
(2) 審査の進め方	1
(3) 審査体制	1
3. 資格審査	3
4. 提案審査	3
(1) 基礎審査	3
1) 入札価格の確認	3
2) 基礎的事項の確認	3
(2) 総合評価	4
1) 性能等の評価項目と配点	4
2) 性能等の評価項目の採点基準	4
3) 性能等の評価項目における評価の視点と配点	5
4) 入札価格の評価	7
5) 総合評価	8
(3) 提案内容に対するヒアリング調査	9
5. 落札者の決定	9

1. 事業者選定基準の位置づけ

この事業者選定基準（以下「本基準」という。）は、稚内市（以下「市」という。）が「稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

本事業は、稚内市一般廃棄物最終処分場の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られるとともに、「環境都市わっかない」にふさわしい施設整備・運営を期待するものである。

事業者の選定にあたっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し、落札者を決定する。

(2) 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。（図表1参照）

(3) 審査体制

審査委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。

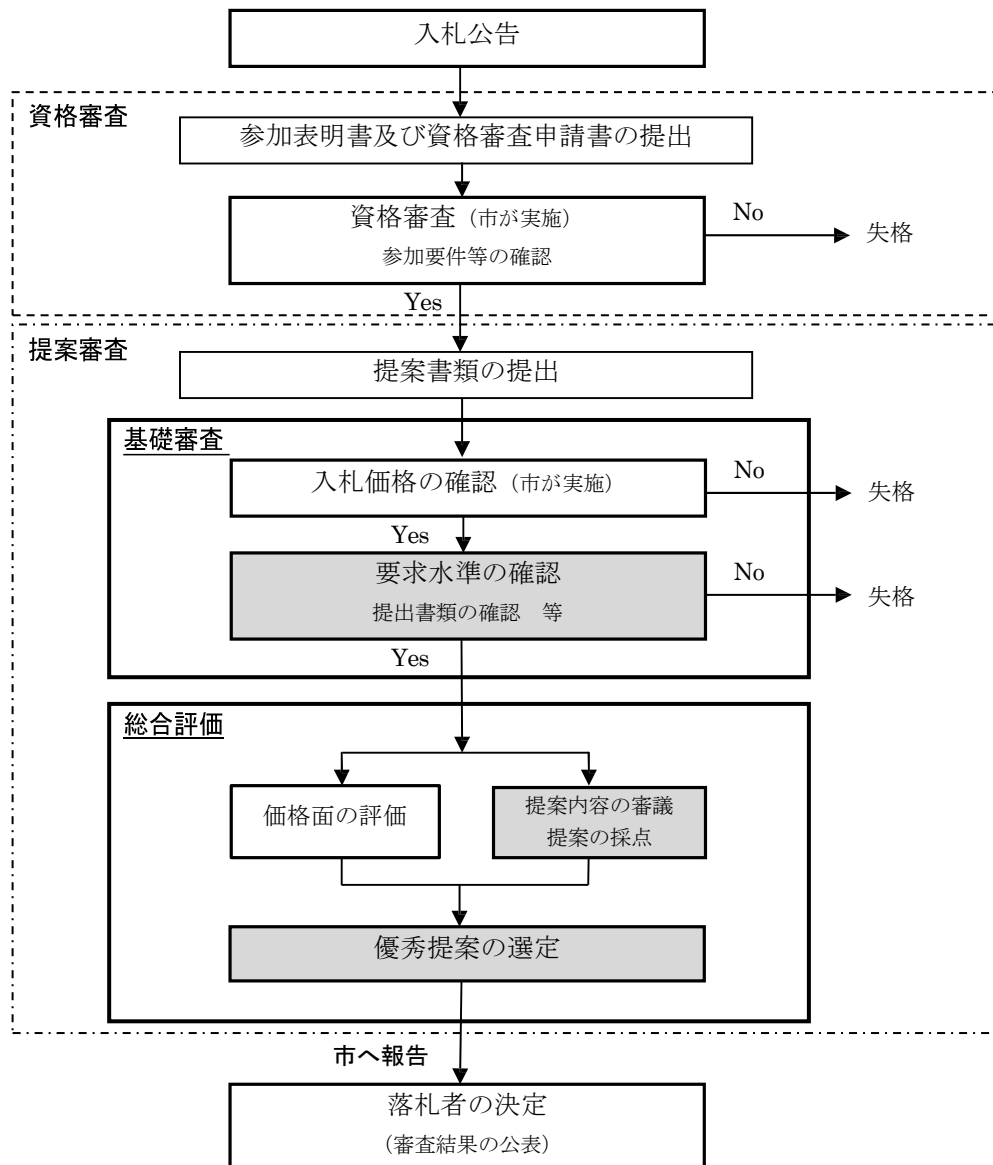
なお、入札参加者に対してヒアリングを行う。

市が設置した審査委員会は以下の6名の委員により構成される。(五十音順、敬称略)

	氏名	所属・役職
委員長	石井 吉春	北海道大学公共政策大学院 特任教授
副委員長	松藤 敏彦	北海道大学大学院工学研究院 教授
委員	遠藤 孝夫	稚内北星学園大学情報メディア学部 教授
委員	東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院 准教授
委員	石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 准教授
委員	青山 滋	稚内市 副市長

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

図表 1 落札者決定までの流れ



3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。このとき、市は審査委員会の委員から意見を聞くことができることとする。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「5（1）応募者の参加資格要件」に示している。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、市及び審査委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

1) 入札価格の確認

市は、入札書に書かれた金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

2) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

① 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

② 要求水準の確認

各入札参加者の本施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、市の要求水準及び性能に適合しているかの確認を「要求水準書」に基づいて行う。

③ 業務遂行に関する確認

審査項目	審査内容
特別目的会社の組成内容	<ul style="list-style-type: none">代表企業の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。構成員全てが出資しているか。

審査項目	審査内容
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達先（出資、借入）、調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。 ・プロジェクトファイナンスによる資金調達が前提となっているか。
融資確約書	<ul style="list-style-type: none"> ・融資機関の融資確約書が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
事業の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金の返済能力があるか。（DSCR\geq1.0以上）
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要求する保険の付保が予定されているか。
前提条件との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。 ・算出根拠が明示されているか。
税金等の条件設定	<ul style="list-style-type: none"> ・税金、金利等の前提条件が正しく計算されているか。
計数の整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算	<ul style="list-style-type: none"> ・収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・運営開始が守られ、かつ、合理的な工程となっているか。

これら①～③の3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とする。

(2) 総合評価

1) 性能等の評価項目と配点

本評価では、審査委員会において、各提案内容を(2) 3) に示す6つの評価項目（①事業計画、②設計・建設・運転に関する事項、③環境および住民への配慮、④地域や社会への貢献、⑤運営・維持管理計画、⑥経営計画）により評価、採点する。

なお、本評価の合計点は120点とする。

2) 性能等の評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとする。

図表 2 評価項目の採点基準

評価	評価内容	配点基準
A	特に優れている	配点 \times 1.00
B	優れている	配点 \times 0.75
C	やや優れている	配点 \times 0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点 \times 0.25

3) 性能等の評価項目における評価の視点と配点

① 事業計画（配点：10点）

評価項目	評価の視点	配点
事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的考え方 ・ 民間資金、ノウハウ活用の効果 ・ 事業組み立ての考え方 	4
事業推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内での各企業の役割、指揮系統等マネジメント体制 	3
提案技術の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案技術の実績、信頼性 ・ ハード、ソフト両面における提案内容の特徴 	3

② 設計・建設・運転に関する事項（配点：50点）

評価項目	評価の視点	配点
施設配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設配置計画 ・ 動線計画（埋立地内動線を含む） 	5
遮水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水工構造 ・ 遮水工破損検知システムと地下水監視 ・ 遮水工修復方法 	5
貯留構造物および 覆蓋施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留構造物、覆蓋施設計画 ・ 覆蓋施設移設方法（移設する計画の場合） ・ 地域特性（気象条件）への配慮 	10
安定化促進・ 浸出水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定化の考え方 ・ 浸出水処理計画 ・ 散水方法 	10
埋立作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立作業環境 ・ 埋立作業に配慮した施設 ・ 安全対策 	5
施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理 ・ 環境管理 ・ 工程 ・ 設計・施工体制、実績 	5
埋立終了後の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終覆土の考え方 ・ 覆蓋施設撤去の考え方 ・ 閉鎖管理の考え方 	5
災害・事故等への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード対策 ・ ソフト対策 	5

③ 環境および住民への配慮（配点：14点）

評価項目	評価の視点	配点
環境および住民への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺の環境対策 ・景観 ・エネルギー対策 ・運営・維持管理における環境管理（モニタリング） ・環境都市構築への協力に関する考え方 ・情報公開 ・環境教育・見学者対応 	14

④ 地域や社会への貢献【建設時および運営維持管理】（配点：14点）

評価項目	評価の視点	配点
地域や社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用 ・燃料・資材調達 ・地元企業等の活用 ・その他 	14

⑤ 運営・維持管理計画（配点：20点）

評価項目	評価の視点	配点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営計画（SPCマネジメント等）の適切性 ・人員、人材配置の適切性 	3
経費節減	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減の取り組み 	3
主要業務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務、埋立業務、浸出水処理業務、情報管理業務に対する考え方（安全性、安定性、正確性等） ・市が実施するモニタリングに対する協力の考え方 	8
安全・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、維持管理における安全性及び衛生性 	3
点検・検査・補修・機器更新	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、検査、補修、機器更新計画の適切性 	3

⑥ 経営計画（配点：12点）

評価項目	評価の視点	配点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費及び運営維持管理費の妥当性 ・事業収支計画の適切性 ・余剰積立金の考え方 ・返済計画の安定性（DSCR、LLCR） 	5
資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達方法の適切性（出資、借入、調達先、調達条件等） ・資金調達の確実性 	4
リスク対応の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク顕在時の対応策（保険の付保等） ・事業破綻回避の考え方 ・SPC又は出資者の破綻時の対処方法 	3

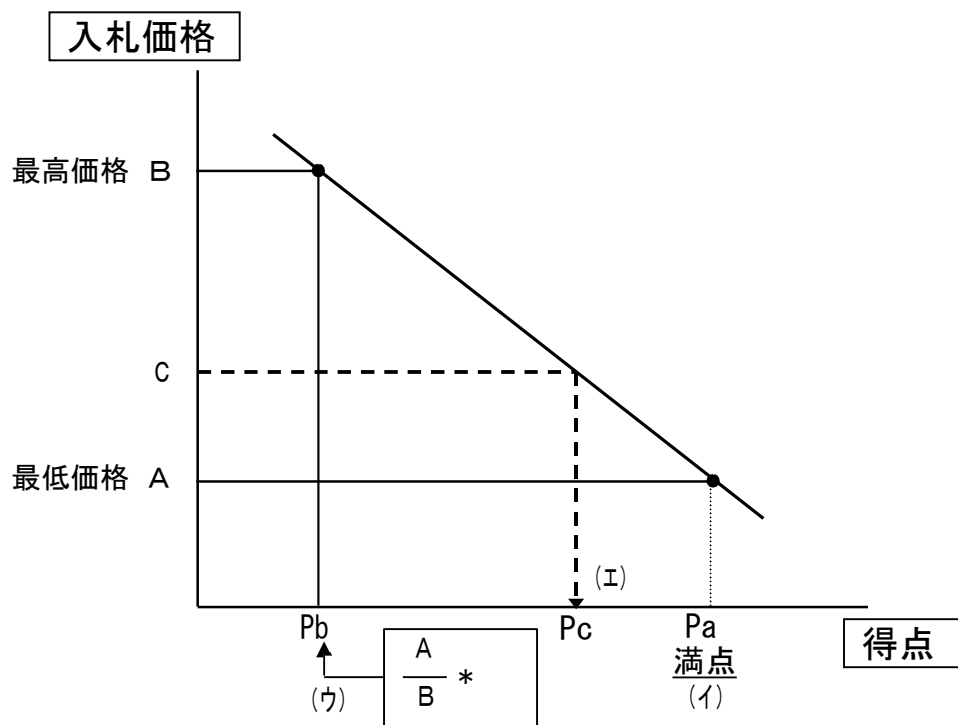
4) 入札価格の評価

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行う。

なお、満点は80点とする。

[考え方]

- (ア) 採点対象となる入札価格は、「市が支払う整備・運営委託料の現在価値」(以下「入札価格」という。)とする。
- (イ) 入札参加者中で最低価格 (A) を提示した提案を基準とし、それに満点 (Pa) を付与する。
- (ウ) 他の入札参加者の得点は、入札参加者中で最高価格 (B) を提示した提案から算出する。算出方法は、まず、最高価格に対する最低価格の割合 (A/B) を求め、それに配点である満点 (Pa) を乗じることにより最高価格の提案に得点 (Pb) を付与する。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する入札価格を提示した提案については、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに入札価格 (C) を当てはめ、算出される得点 (Pc) を付与する。



5) 総合評価

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価する。
 なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は**200点満点**となる。

図表 3 性能等の評価項目

評価項目		配点
①事業計画	事業実施方針	4
	事業推進体制	3
	提案技術の信頼性	3
	小 計	10
②設計・建設・運転に関する事項	施設配置	5
	遮水	5
	貯留構造物および覆蓋施設	10
	安定化促進・浸出水処理	10
	埋立作業	5
	施工	5
	埋立終了後の考え方	5
	災害・事故等への対策	5
小 計	50	
③環境および住民への配慮		14
④地域や社会への貢献		14
⑤運営・維持管理計画	運営体制	3
	経費の節減	3
	主要業務管理	8
	安全・衛生	3
	点検・検査・補修・機器更新	3
小 計	20	
⑥経営計画	収支計画	5
	資金調達計画	4
	リスク対応の適切性	3
	小 計	12
性能等の評価の小計 (α)		120
入札価格の評価 (β)		80
合 計 (α + β)		200

(3) 提案内容に対するヒアリング調査

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために審査委員会により、基礎審査を通過した入札参加者を対象としたヒアリングを実施する。

実施時期は、平成 29 年 9 月中旬頃とし、日時、場所、ヒアリング内容等を、対象応募企業又は対象応募グループの代表企業に連絡するものとする。

5. 落札者の決定

審査委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したものを合計し、その合計が最も高い提案を行ったものを最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。ただし、総合評価による得点の最も高いものが同点で複数ある場合には、くじ引きにより最優秀提案者を選定する。

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除勧告を受けたとき、又は排除勧告を受けることなく課徴金納付命令をうけたとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、本市との協議の上、当該構成員又は協力会社の変更を認めることとする。